

大市総第115号  
令和4年2月15日

大村市議会議長  
大村市議会議員  
大村市各行政委員会委員長 殿  
大村市監査委員  
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第21号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月15日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和4年2月24日（木） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

## 市議会定例会付議事件表

- 第 5 号 議案 大村市国際交流基金条例を廃止する条例…………… ( 1 )
- 第 6 号 議案 大村市個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… ( 2 )
- 第 7 号 議案 大村市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ( 3 )
- 第 8 号 議案 大村市消防団員給与条例の一部を改正する条例…………… ( 5 )
- 第 9 号 議案 大村市消防団員の任免等に関する条例の一部を改正する条例 ( 7 )
- 第 10 号 議案 大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例… ( 8 )
- 第 11 号 議案 大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例の  
一部を改正する条例…………… ( 9 )
- 第 12 号 議案 大村市奨学金給付条例の一部を改正する条例…………… ( 10 )
- 第 13 号 議案 大村市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例…………… ( 12 )
- 第 14 号 議案 大村市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正  
する条例…………… ( 14 )
- 第 15 号 議案 大村市手数料条例の一部を改正する条例…………… ( 16 )
- 第 16 号 議案 工事請負契約の変更について…………… ( 22 )
- 第 17 号 議案 工事請負契約の変更について…………… ( 23 )
- 第 18 号 議案 専決処分の承認について (令和 3 年度大村市一般会計補正予算 (第  
18 号) )
- 第 19 号 議案 令和 3 年度大村市一般会計補正予算 (第 19 号)
- 第 20 号 議案 令和 3 年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 21 号 議案 令和 3 年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 22 号 議案 令和 3 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 23 号 議案 令和 3 年度大村市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 24 号 議案 令和 3 年度大村市工業団地整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 25 号 議案 令和 4 年度大村市一般会計予算
- 第 26 号 議案 令和 4 年度大村市モーターボート競走事業会計予算
- 第 27 号 議案 令和 4 年度大村市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 28 号 議案 令和 4 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 29 号 議案 令和 4 年度大村市介護保険事業特別会計予算
- 第 30 号 議案 令和 4 年度大村市病院事業会計予算

- 第 3 1 号議案 令和 4 年度大村市工業団地整備事業特別会計予算
- 第 3 2 号議案 令和 4 年度大村市水道事業会計予算
- 第 3 3 号議案 令和 4 年度大村市工業用水道事業会計予算
- 第 3 4 号議案 令和 4 年度大村市下水道事業会計予算
- 第 3 5 号議案 令和 4 年度大村市農業集落排水事業会計予算
- 第 3 6 号議案 大村市創業・交流支援施設条例…………… ( 2 4 )

第5号議案

大村市国際交流基金条例を廃止する条例

大村市国際交流基金条例（平成25年大村市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年3月31日から施行する。

令和4年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

大村市国際交流基金を廃止するため、この条例案を提出するものである。

## 第6号議案

### 大村市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大村市個人情報保護条例（平成17年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

#### （提案理由）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

## 第7号議案

### 大村市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大村市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月24日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

国家公務員の育児休業等に関する国の取組状況に鑑み、非常勤職員の育児休業の取得に係る要件の緩和等を行うため、この条例案を提出するものである。

## 第 8 号議案

### 大村市消防団員給与条例の一部を改正する条例

大村市消防団員給与条例（昭和 27 年大村市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「4, 500 円」を「8, 000 円。ただし、消防作業に従事した時間が 4 時間以内の場合にあっては、4, 500 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号本文の場合において、1 回当たりの消防作業に従事した時間が 8 時間を超えたときは、8, 000 円に、8 時間を超える 4 時間ごとに 4, 000 円を加算した額を出動報酬として支給する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

#### 職務報酬

種別	基本団員							機能別 団員
	団長	副団長	分団長	副分団 長	部長	班長	その他 の団員	
金額	円	円	円	円	円	円	円	円
	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	10,000

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の規定は、施行日以後に従事した出動報酬について適用し、施行日前に従事した出動報酬については、なお従前の例による。

令和 4 年 2 月 24 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

消防団員の処遇改善の一環として、消防団員の出動報酬の額の見直し等を行うため、この条例案を提出するものである。

## 第9号議案

### 大村市消防団員の任免等に関する条例の一部を改正する条例

大村市消防団員の任免等に関する条例（昭和27年大村市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（休団）

第4条の3 団員は、長期間その職務を遂行できない場合、任命権者の承認を得て、消防事務への従事の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 休団の期間は、3年を超えない範囲内とする。ただし、任命権者が必要と認める場合には、その期間を延長することができる。

3 休団をしている団員には、休団の期間中、報酬を支給しない。

4 休団をしている団員は、職務に復帰しようとするときは、任命権者の承認を得なければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月24日提出

大村市長 園田裕史

（提案理由）

消防団員の処遇改善の一環として、消防団員の休団制度を設けるため、この条例案を提出するものである。

## 第10号議案

### 大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大村市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

令和4年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律等の改正に伴い、年金を受ける権利を担保に供することができる旨を定める規定を削除するため、この条例案を提出するものである。

## 第 1 1 号議案

大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 6 3 年大村市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表退職手当基金の項を削る。

第 2 条第 1 項第 1 号中「、地域振興基金及び退職手当基金」を「及び地域振興基金」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 3 月 3 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

退職手当基金を廃止するため、この条例案を提出するものである。

## 第12号議案

### 大村市奨学金給付条例の一部を改正する条例

大村市奨学金給付条例（平成23年大村市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学業成績」を「学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績」に改める。

第2条第1号中「奨学金の給付を受けようとする年度」を「学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校を卒業する月又はこれに相当するものとして市長が定める月」に、「同日以後引き続き市内に住所を有するもの又はその子女」を「、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 奨学金の給付を受けようとする年度の初日以後引き続き市内に住所を有する者であること。

イ 奨学金の給付を受けようとする年度の初日以後引き続き、本人と生計を一にする者で市長が認めるものが市内に住所を有する者であること。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 法第1条に規定する大学（法第97条に規定する大学院、法第108条第3項に規定する短期大学その他規則で定めるものを除く。以下「国内大学」という。）に在学する者であること。

イ 外国の大学等で国内大学又は法第97条に規定する大学院に相当するものとして市長が認めるもの（以下「外国の大学等」という。）で修学するために留学する者であること。

第2条第3号中「の際、大学の第1学年に所属している」を「をする年度において、30歳未満の者である」に改め、同条第4号中「学業成績」を「学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績」に、「である」を「であるものとして規則で定める基準を満たす者である」に改め、同条第8号を削る。

第3条中「月額5万円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める

額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 国内大学に在学する者 月額25,000円
- (2) 外国の大学等で修学するために留学する者で学位の取得を目的とするもの 年額1,700,000円の範囲内で規則で定める額
- (3) 外国の大学等で修学するために留学する者で単位の取得を目的とするもの 200,000円

第4条の見出しを「(給付期間等)」に改め、同条中「奨学生が在学する大学の正規の修業期間」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

第4条に次の各号を加える。

- (1) 前条第1号に規定する者 当該国内大学の正規の修業期間
- (2) 前条第2号に規定する者 当該外国の大学等における学位の取得に必要な正規の修業期間

第4条に次の1項を加える。

- 2 前条第3号に規定する者の奨学金については、次条に規定する決定の日以後の日に1回限り給付する。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月24日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

奨学金の受給資格等を改正するため、この条例案を提出するものである。

第 1 3 号議案

大村市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例

大村市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 2 年大村市条  
例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

新大村駅周辺地区整備 計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された大村都 市計画地区計画新大村駅周辺地区計画の区域のうち地区整 備計画が定められた区域
--------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

新 大 村 駅 周 辺 地 区 整 備 計 画 区 域	商 業 業 務 地 区	(1) 一戸建ての住宅、寄宿舍、 下宿又は兼用住宅 (2) マージャン屋、ぱちんこ 屋、射的場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その他 これらに類するもの (3) キャバレー、ナイトクラ ブその他これらに類するも の (4) 自動車教習所 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 畜舎（ペットショップ、 動物病院その他これらに類 するものを除く。） (7) 工場（自家販売のために 食品製造業（食品加工業を 含む。）を営むパン屋、米屋、 豆腐屋、菓子屋その他これ らに類するものを除く。） (8) 法別表第 2（と）項第 2 号から第 4 号までに掲げる 建築物 (9) 風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法律 （昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定す る性風俗関連特殊営業の用 に供する建築物 (10) 葬儀を主たる目的とす る建築物		1, 0 0 0 平方 メートル				
--	----------------------------	--	--	---------------------	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

この条例を適用する区域に新大村駅周辺地区整備計画区域を加えるため、この条例案を提出するものである。

## 第14号議案

### 大村市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

大村市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年大村市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項本文中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項本文中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第30条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第39条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

道路構造令の改正を踏まえ、自転車通行帯の設置に関する基準を定めるため、この条例案を提出するものである。

第15号議案

大村市手数料条例の一部を改正する条例

大村市手数料条例（平成12年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第2の14の項から16の項までを次のように改める。

14	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画（同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）の認定の申請（以下「認定申請」という。）に対する審査	(1) 一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「長期優良住宅省令」という。）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）の新築の場合	長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅法第6条第1項第1号に適合していることを証明する書類（登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）が、住宅品質確保法第6条の2第3項の規定に基づき交付した書面（以下この項及び次項において「確認書」という。）又は同条第4項の規定に基づき長期使用構造等であるかどうかの確	1件につき 15,000円
----	--------------------	---	--	---	------------------

				認を行い、その結果を記載した住宅性能評価書（以下この項及び次項において「確認済住宅性能評価書」という。）の提出がある場合	
				確認書及び確認済住宅性能評価書の提出がない場合	1件につき 61,000円
			(2) 新築の時に長期優良住宅法第6条第1項の規定による認定を受けていない既存の一戸建ての住宅の増築又は改築の場合	確認書の提出がある場合	1件につき 23,000円
				確認書の提出がない場合	1件につき 86,000円
			(3) 共同住宅等（長期優良住宅省令第4条第2号に規定する共同住宅等という。以下この項及び次項において同じ。）の新築の場合	確認書又は確認済住宅性能評価書の提出がある場合	1件につき 28,000円
				確認書及び確認済住宅性能評価書の提出がない場合	1件につき 134,000円
			(4) 新築の時に長期優良住宅法第6条第1項の規定による認定を受けていない既存の共同住宅等の増築又は改築の場合	確認書の提出がある場合	1件につき 42,000円
				確認書の提出がない場合	1件につき 201,000円
15	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下	(1) 令和4年2月19日以前に長期優良住宅法第6条第1項の規定による認定を受けたもの（以下この項において「旧基準認	登録住宅性能評価機関が当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅法第6条第1項各号（第3	1件につき 3,500円

「変更認定申請」という。)に対する審査(次項に該当する場合を除く。)	定住宅」という。)の一戸建ての住宅の新築の場合	号及び第4号を除く。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合	
		住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項において「性能評価書」という。)の提出がある場合	1件につき 9,500円
		適合証及び性能評価書の提出がない場合	1件につき 30,000円
	(2) 令和4年2月20日以後に長期優良住宅法第6条第1項の規定に基づく認定を受けたもの(以下この項において「新基準認定住宅」という。)の一戸建て住宅の新築の場合	確認書又は確認済住宅性能評価書の提出がある場合	1件につき 7,500円
	確認書及び確認済住宅性能評価書の提出がない場合	1件につき 30,500円	
	(3) 旧基準認定住宅で、新築の時に長期優良住宅法第6条第1項の規定による認定を受けていない既存の一戸建ての住宅の増築又は改築の場合	適合証の提出がある場合	1件につき 5,500円
		適合証の提出がない場合	1件につき 42,500円

(4) 新基準認定住宅で、新築時に長期優良住宅法第6条第1項の規定による認定を受けていない既存の一戸建て住宅の増築又は改築の場合	確認書の提出がある場合	1件につき 11,500円
	確認書の提出がない場合	1件につき 43,000円
(5) 旧基準認定住宅の共同住宅等の新築の場合	適合証の提出がある場合	1件につき 7,500円を認定を申請した住戸の数で除して得た金額（その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）
	性能評価書の提出がある場合	1件につき 35,500円を認定を申請した住戸の数で除して得た金額（その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）
	適合証及び性能評価書の提出がない場合	1件につき 66,500円を認定を申請した住戸の数で除して得た金額（その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）
(6) 新基準認定住宅の共同住宅等の新築の場合	確認書又は確認済住宅性能評価書の提出がある場合	1件につき 14,000円
	確認書及び確認済住宅性能評価書の提出がない場合	1件につき 67,000円

			(7) 旧基準認定住宅で、新築の時に長期優良住宅法第6条第1項の規定による認定を受けていない既存の共同住宅等の増築又は改築の場合	適合証の提出がある場合	1件につき 22,000円を認定を申請した住戸の数で除して得た金額（その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）
				適合証の提出がない場合	1件につき 200,000円を認定を申請した住戸の数で除して得た金額（その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）
			(8) 新基準認定住宅で、新築の時に長期優良住宅法第6条第1項の規定による認定を受けていない既存の共同住宅等の増築又は改築の場合	確認書の提出がある場合	1件につき 21,000円
				確認書の提出がない場合	1件につき 100,500円
16	譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合は同条第3項の規定により区分所有住宅の管理者等が選任された場合の変更認定申請に対する審査	1件につき 3,000円		

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

令和4年2月24日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、長期優良住宅の認定等に係る手数料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

## 第16号議案

### 工事請負契約の変更について

令和3年9月21日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「新大村駅周辺地区東口駅前広場ガレリア建築工事」の工事請負契約について、契約金額及び竣工期限を次のとおり変更する。

#### 1 契約金額

変更前 182,000,500円

変更後 187,063,800円（5,063,300円の増額）

#### 2 竣工期限

変更前 令和4年3月31日

変更後 令和4年7月29日

令和4年2月24日提出

大村市長 園田裕史

## 第17号議案

### 工事請負契約の変更について

令和3年9月21日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「新大村駅周辺地区東口駅前広場シェルター建築工事」の工事請負契約について、契約金額及び竣工期限を次のとおり変更する。

#### 1 契約金額

変更前 182,917,900円

変更後 187,995,500円（5,077,600円の増額）

#### 2 竣工期限

変更前 令和4年3月31日

変更後 令和4年7月29日

令和4年2月24日提出

大村市長 園田裕史

## 第 3 6 号議案

### 大村市創業・交流支援施設条例

#### (設置)

第 1 条 本市における創業及び創業後の活動を支援するため、大村市創業・交流支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。

#### (名称及び位置)

第 2 条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大村市創業・交流支援施設	大村市本町 4 5 8 番地 2

#### (利用者の資格等)

第 3 条 支援施設を利用することができる者は、本市で創業を行おうとする者又は創業により活動を開始した者とする。

2 支援施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申込みをして利用に係る登録を受けなければならない。

#### (利用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援施設の利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) その他支援施設の管理上支障があるとき。

#### (損害賠償等)

第 5 条 支援施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 支援施設を利用する者は、その利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により生じた一切の事故につきその責めを負うものとする。

#### (委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

大村市創業・交流支援施設を設置するため、この条例案を提出するものである。